

## 『企業の責任』に関する国際人権法の展開

—ラギーの「企業の人権尊重責任」に関する国際人権法上の諸論点—

菅原絵美（大阪大学大学院）

### 1. はじめに：転換期を迎える国際人権法と「企業と人権」への国際的関心

グローバル化とよばれる現象のなかで、国際法の断片化、人権条約上の義務の（他の条約上の義務に対する）優位性、非国家主体の国際法主体性、国際法の法としての機能の多様化などが論じられ、国際法、国際人権法が転換期を迎えているといわれる。このように転換しつつある国際人権法を最も反映した課題のひとつが「国際人権法上の企業の責任」である。例えば、ラギーは企業の責任（corporate responsibility）を「企業に課された法的、社会的または倫理的義務（obligations）」と定義しているが（2007 Report, para.9）、これには①国際人権基準の国内実施による法的義務および②国際人権基準に対する社会的・倫理的義務の双方が含まれる。このように転換期にある国際人権法を考察し「企業の責任」を議論する主要な論点は3点。

①国家(受入国)の人権保護義務の拡大（国家裁量の制限、他の条約上の義務との抵触）

②国家(本国)の人権保護に関する域外管轄権

③企業に対する国際人権基準の「法」的効果(行動規範としての国際法の役割)

### 2. ラギーの「企業の人権尊重責任」における三論点への見解

主要な三論点へのラギーの見解（principled pragmatism）を検討する。

#### (1)国家(受入国)の人権保護義務の拡大

：人権の優位性（国際経済法上の義務との抵触）および国家の裁量権の制約（保護義務の制限）

##### ①人権条約上の保護義務は行為義務

：適切な措置を欠いた場合に義務違反。また適切な措置の判断に関しては一定の国家裁量。保護義務の内容の具体化による国家の裁量権の制約。

##### ②法政策上の不一致が問題として、

a)垂直の不一致（国際法上の義務の国内実施の不十分さ）

b)水平の不一致（企業活動に関連する政府機関と人権関係の政府機関の間の政策の不一致）  
政策上の不一致に関する5大課題のなかに二国間投資条約や受入国政府合意。

⇒人権条約の優位性の議論なし（国家は国際取引法上の義務と人権条約上の義務を負う）

\*アムネスティ・インターナショナルは「人権条約上の義務の優位性」を主張

\*2006年 ILC の国際法のフラグメンテーションに関する報告書では「国際人権法の人権を取り扱う特性を留意」と脚注に明記。

## (2)国家(本国)の人権保護に関する域外管轄権

①現在は未解決。人権法上域外的措置は国家に要求されておらず、また禁止されてもいない。条約実施機関のなかには本国に対し対処を求める見解もある。

②域外管轄権とされる措置には二種

a)国外の主体・行為に対し直接管轄権を行使する措置(直接の域外管轄権)

b)国内措置だが域外に効果(implication)をもつ措置(域外効果のある国内措置)

これらを、さらに「公共政策」「規制」「執行行為」の3つからさらに分類し、「問題となる措置」と「国際法上認められる措置」の区別を行うことが有用。

## (3)企業に対する国際人権基準の「法」的効果

①国家が人権条約を通じて企業に法的義務を課すことは可能だが、現在そのような国家実行はない。国際人権法は一般的に企業に直接義務を課さず、企業責任は自発的およびソフトロー文書に留まる。

②企業責任は国家の義務とは区別される。

③企業責任の対象は現在および潜在的影響まで含み、企業単体・親子会社関係を越え、取引関係(バリューチェーン)、政府・非政府組織との関係を含む。

④企業が尊重すべき権利のリストは国際人権章典およびILO中核条約

⇒国際人権基準は直接の法的義務を企業には課さないものの、国家の義務とは独立に(かつバリューチェーンを含み国家の管轄権を越えて)企業行動の規範として機能。

⇒ソフトロー/国際法の機能の多様性/国際法における非国家組織

以下、本報告では導入原則草案を巡って特に議論されている(2)について考察したい。

### 3. 国家(本国)の人権保護に関する域外管轄権の登場

#### (1)2010年ラギー報告書および導入原則草案

国連「保護・尊重・救済」枠組の実施のための導入原則

##### **【para.8】**

国家が、自国領域および/または管轄権に拠点を置く(domicile)企業が人権を国外で尊重することを確保する(ensure)よう求める確固たる政策原則(sound policy rationales)が存在(特に、国家がベンチャービジネス関与する場合)。これにより、本国は企業が国外で行う侵害行為に巻き込まれないようにでき、また受入国に対し必要な支援を提供することができる。

#### 導入原則草案

##### **【II 国家の人権保護義務の第2項】**

国家は自国領域および/または管轄権に拠点を置く企業が、子会社およびその他法的関係のある企業により行われる事業を含む、グローバルな事業全体において、人権を尊重することを奨励する。

## コメンタリー

国家は自国領域および／または管轄権に拠点を置く企業が国外で人権侵害を行わない、または人権侵害に加担 (contribution) しないよう確保する役割があるが、これは複雑で難しい問題である。国家は現在のところ、国際人権法上、自国領域および／または管轄権に拠点を置く企業の域外活動を規制することは一般的には求められず、また禁止もされていない。管轄権の根拠があり、管轄権の行使が合理的であれば。この国家行為の合理性には、多国間合意に基礎があるか、など多様な形態がある。

さらに、域外管轄権の行使は多様な措置からなり、全ての状況でひとしく問題になるわけではない。認められうるものとしては国内措置のうち域外的な効果をもつ措置、例えば「親」会社に本国内外での事業活動を報告するよう求める、刑法上の直接域外管轄権が含まれる。特に、国家がベンチャービジネス関与する場合など、国家が自国領域および／または管轄権に拠点を置く企業が国外で人権を尊重するようにする強い政策的理由 (strong policy reasons) が存在している。

### (2)導入原則草案に対するアムネスティ・インターナショナルのコメント

人権条約上、国家は自国領域および管轄権の外にいる人々の権利を保護する義務があり、国家は自国民および自国企業が他国の個人やコミュニティの権利を侵害しないよう防止するための適切な手段を取らなければならない。

- ・域外性 (extraterritoriality) は、グローバル化によるガバナンスギャップ(経済の力と主体の範囲および影響と、これらの負の結果を調整する社会の能力との間のギャップ)の解消には不可欠。なぜならば企業活動が国境を越えて拡大するとともに、ギャップが拡大してきてきた。
- ・条約実施機関 (社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会を引用) が見解を示す。
- ・拷問、失踪、子どもの人身売買、子どもの売春、子どもポルノ、またはアパルトヘイトといった人権侵害(および加担)に対しては刑事法の域外適用を制定・施行する義務を国家に課す。
- ・国連憲章(第 55・56 条)や社会権規約、子どもの権利条約、障害者権利条約に規定された人権実現のための国際協力の義務を取り上げていない。
- ・規制措置と域外性については、直接の域外管轄権と域外的影響のある国内的措置の区別は人権保護の観点からは重要ではなく、国家は、自国企業による他国での人権侵害を防止するために、法律を発展させるとともに、他の手段を講じるよう求められている。
- ・執行と救済措置と域外性については受入国を含む形の国際協力への関与を強調。

### (3)導入原則草案に対するタリスマン・エナジーのコメント

この導入原則は新しい規範を提供するものではないので、域外管轄権については最終報告から削除されるべきであり、むしろ特別代表は、規範、執行および司法に関する域外管轄権に関す

る多国間協議の場を要求すべきである。なぜなら域外管轄権の行使について（域外管轄権の行使が合理的または国際法と合致している場合、など）は国家間で意見が一致していない。

#### (4)今後検討すべき論点

##### ①人権条約実施機関の見解

「締約国は他国における権利の享受を尊重しなければならず、第三者が他国で当該権利を侵害することを防止しなければならない。これは、締約国が、**国連憲章および国際法に従い、法的または政治的手段により当該第三者に影響を与えることができる場合である**」

##### ②司法による域外管轄権行使の限界：米国外国人不法行為請求権法<sup>1</sup>

現在、受入国における本国企業の人権侵害に対する法的救済として現在実際に活用されているものとして、米国の外国人不法請求権法があるが2004年のSora判決において適用が制限され、以降救済への道が断たれている。

##### ③域外的効果をもつ国内措置：EU環境保護指令(RoHS指令)と人権保護

EUは、2000年には「成長と雇用に関するリスボン戦略」を展開（2006年に新リスボン戦略へ）、2003年にはCSR白書を発行し、2008年の『欧州の競争力に関する報告書（2008 European Competitiveness report）』のなかで「CSRを競争力」と明確に位置付けた。特に、2003年（2006年より施行）のRoHS指令は、EU域を越え世界中の企業に影響を与えた。このようにEUは、EU域内では失業問題や途上国からの労働者の人権問題を取り扱う一方で、国際的な経済政策としては環境を中心にCSRを展開してきた。近年、中国をはじめ新興国企業で環境マネジメントが定着化してきたことを受け、新たな「非関税障壁」として「人権・労働」が登場。

2010年10月には「EU域外で事業を行うEU企業に適用可能な人権と環境に関する法的枠組みの研究」を公表し、欧州各国およびEUの環境保護の法的枠組が企業による人権侵害の防止に貢献するとして、EU域外への影響力に注目している。

---

<sup>1</sup> Alien Tort Claims Act（1789年、28 U.S.C. §1350）

The district courts shall have original jurisdiction of any civil action by an alien for a tort only, committed in violation of the law of nations or a treaty of the United States.